

# 江津市立渡津小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

## ○はじめに

「いじめはどの子どもにも起こり得る」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということを踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送るため、いじめのない学校をめざし国の基本方針に基づき「いじめ防止基本方針」を策定した。

## ○いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

## Ⅰ いじめの未然防止のための取組

### (1) 基本的な考え方

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。その第一歩として、児童の集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係・支持的な学校風土を作ることが大切であると考えます。

### (2) いじめ防止のための措置

#### ①いじめに向かわない態度・能力の育成

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成していくために、道徳教育や人権・同和教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

さらに、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### ②支え合い高め合う学習集団づくり

いじめ加害の背景には、学習面、人間関係面等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、特別支援教育の視点も取り入れ、一人一人を大切に「わかる」授業づくりを進めていく。また、安心して失敗のできる支持的な雰囲気の中で、一人一人が活躍できる学習集団づくりを進めていく。そうすることで、自己有用感や自己肯定感を育む。

集団づくりにおいてはアンケートQ-U等を活用し、学級の状況を多方面からとらえるとともに、具体的な改善策を考えて取り組むようにする。

### ③情報モラル教育の実践

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等、ネット環境の一つ一つに対応していくことは不可能である。また、大人の目に触れにくいという特性もあり、関連事業者の協力を求め専門的なアドバイスを受けつつ、情報を扱う上での基本的なモラルを児童に身につけさせる。また、PTA研修等を通して保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

## 2 いじめの早期発見・早期対応の在り方

### (1) 基本的な考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間、場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

#### ①多様な相談機会の設定

学期ごとに行う生活アンケートや教育相談、市が実施している定期的な「いじめアンケート」やアンケートQUを活用し、いじめの実態把握に取り組むとともに児童との人間関係づくりに努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

#### ②日常的な観察

学習時の反応や朝の健康観察、休憩中の児童との雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、日記等を利用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、多面的に児童をとらえる。

#### ③地域や家庭との連携

日頃から地域や家庭に対して、いじめに対する重要性の認識を広報するとともに、家庭訪問や学校通信などを通じ、緊密な連携・協力を図る。また、学校、PTA、地域の関係団体等が集まる場においても、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

#### ④いじめを受けた側に立ったすばやい対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### ⑤組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、本校の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、本委員会が中心となり、早くに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、校長が責任を持って教育委員会に報告する。また、事実確認の結果は被害・加害児童の保護者に連絡する。

いじめを受けた児童またはその保護者への支援、いじめた児童への指導またはその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけを的確に行い、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れそれぞれに必要な支援を行う。

#### ⑥インターネットを通して行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、速やかに削除を求めたりするなど必要な措置を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに江津警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ⑦重大事態への対応

国の基本方針に基づき、重大事態と判断した時には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の指示のもと調査委員会を設置し、調査を行う。その際、いじめられている児童を守るために、関係機関との連携を図る。(必要に応じ、江津警察署に相談して対処する。)

### 3 校内体制の確立

#### (1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### (2) いじめ対策委員会の設置

校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

いじめの相談があった場合には、担任や必要に応じて教育委員会の指導主事、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、教職員が共有するようにする。

### 4 校内研修の充実

#### (1) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、また、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年度当初に「いじめ防止基本方針」の確認を行うとともに、研修計画に沿って、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

#### (2) 各種資料の活用

国立教育政策研究所や県教育委員会が作成した資料を積極的に活用して研修を行う。

### 5 「いじめ防止基本方針」の評価

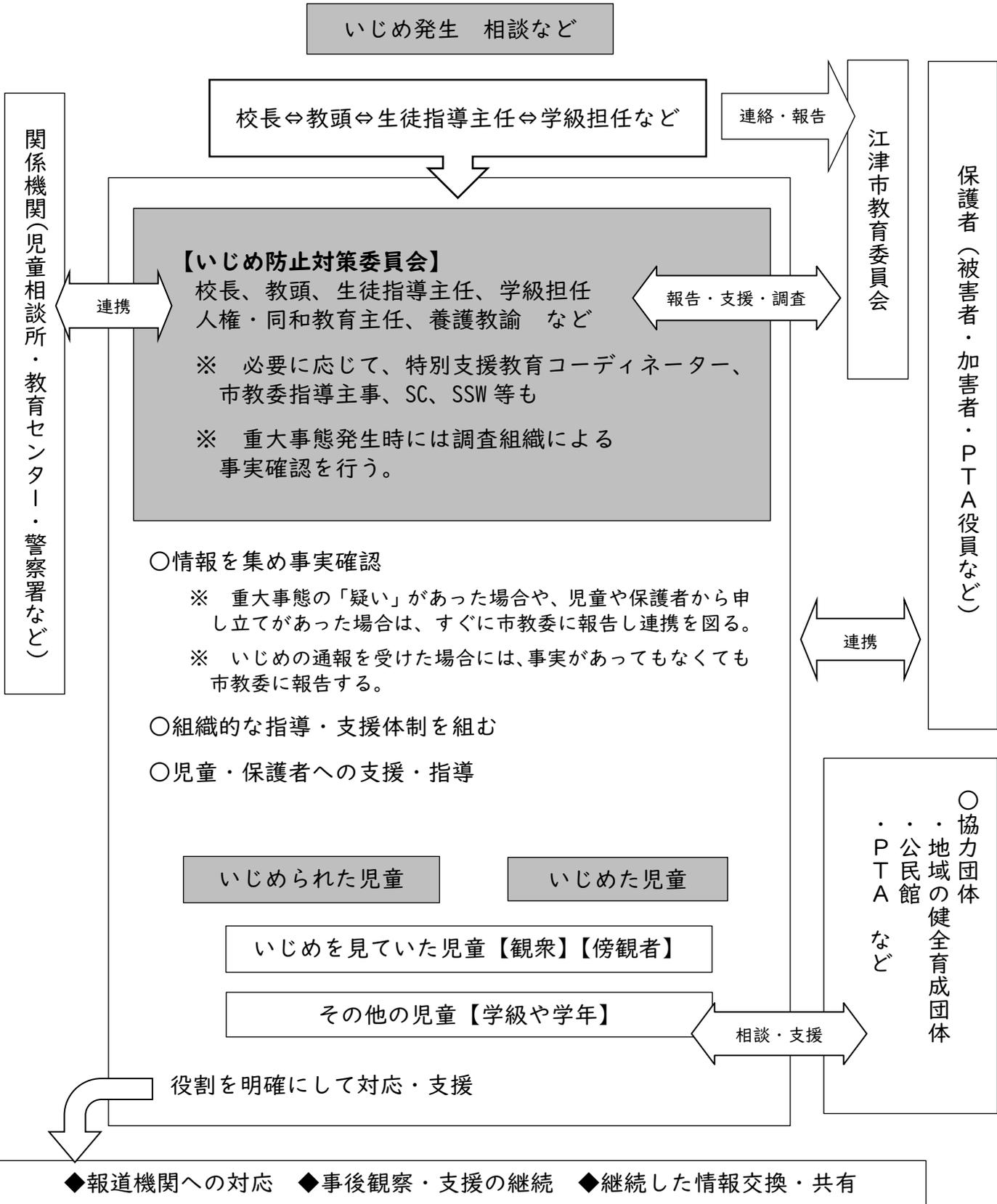
#### (1) CAP-Dサイクルによる見直し

いじめ防止対策推進法第22条に基づいて設置した「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校の実情に即してきちんと機能しているかCAP-Dサイクルに基づく取組を継続する。

#### (2) 学校評価での評価

学校評価においては、年度毎の取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。また、その際にはいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃の組織的な取組や迅速な対応等が評価されるようにする。

いじめ発生時、いじめについての相談があった場合の対応図



## いじめ発生時、対処の手順

### ○事実関係の把握とその対応【事案発生（認知）当日中に④までは対応する】

#### ①いじめ防止対策委員会を開く（校長等による招集）

- ・ 被害を受けたとされる児童、加害とされる児童、周囲の児童、学級や学校全体に対する指導及び支援や働きかけ、取り組み等については、「渡津小学校いじめ防止対策委員会」等で対応者を選び、対応にあたる。

#### ②被害を受けたとされる児童からの聞き取りを行う（必要な場合は周囲の目撃児童からも）

- ・ 誠意をもって真剣に取り組むことを伝え、カウンセリングマインドを大切に事情を聴く。
- ・ 先入観をもたずに聞き、勝手に解釈や批判をしない。
- ・ 性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。
- ・ 心の傷を癒すこと、不安を取り除くことなど、当該児童の心のケアを最優先とする。

#### ③加害とされる児童からの聞き取りを行う

- ・ 誠意をもって真剣に取り組むことを伝え、カウンセリングマインドを大切に事情を聴く。
- ・ 先入観をもたずに聞き、勝手に解釈や批判をしない。
- ・ 性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。

※ 状況によっては、被害を受けたとされる児童とその保護者の同意を得る。必要に応じて、家庭訪問等を行い、保護者同席で事実確認をする。

#### ④被害を受けたとされる児童とその保護者への説明

- ・ 事実確認を行ったのち、「渡津小学校いじめ防止対策委員会」等で情報を整理する。場合によっては、教育委員会と相談して対応する。
- ・ 保護者への説明は、当該児童の心の動揺に留意し、今後の学校側の指導方針を誠実かつ丁寧に説明し、理解と協力を得るよう心がける。  
(加害とされる児童とその保護者への説明についても、上に同じ)

#### ⑤職員間の共通理解

- ・ 生徒指導職員会議を開いて、いじめの全体像及び対応の方針を説明し、共通理解を図る。当該児童については、全教職員で支援し、学校全体の問題として当該学級の学級づくりを支える。

#### ⑥他の保護者への説明

- ・ 他の保護者への説明は、その必要性の判断や実施方法について「渡津小学校いじめ防止対策委員会」で検討する。保護者への説明が必要と判断した場合は、教育委員会と相談し、適切に行う。

## 重大事態発生時は調査組織を設置する

重大事態発生時においては、教育委員会と連携を図り、「渡津小学校いじめ防止対策委員会」に加え、専門的知識及び経験を有する第三者を招聘する。なお、この者は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性と中立性を確保するよう努める。

### ○事後措置とその対応

#### ①職員間の共通理解

- ・ 生徒指導職員会議を開き、児童への指導や支援、保護者対応後の状況について報告を行う。また、今後の対応方針を検討・決定する。

#### ②学級での指導

- ・ いじめた子ども、いじめられた子どもだけの問題ではないことを、学級全体に認識させる。
- ・ いじめ解消に向けた『学級としての取り組み』について、話し合いをもつ。

#### ③学校全体での指導

- ・ 学校全体として、いじめ撲滅に向けて指導方針及び方法について検討する。
- ・ 二度と同じいじめが起きないように、チェック体制の再検討をする。

#### ④継続的な指導

- ・ 「渡津小学校いじめ防止対策委員会」は、担任及び職員の実践を検証しながら、今後の対応について多面的に話し合う。
- ・ それぞれの対応者が役割を分担して当該児童等の支援にあたる。必要に応じて家庭訪問や経過説明等を行い、それぞれの保護者や学級集団から安心感や信頼感を得られるようにする。

### ○ 年間の取り組み計画

- 4月 「いじめ防止基本方針」の周知と対応の確認【教職員、保護者（PTA 総会）】  
生徒指導情報交換（毎月）
- 5月 生活アンケートの実施 第1回アンケートQ-U（3～6年）の実施
- 6月 第1回人権アンケートの実施（高学年）【市事業】、教育相談の実施
- 7月 第1回アンケートQ-Uの結果を踏まえた考察と対応策の共有
- 8月 生徒指導に関する研修（職員研修）
- 9月 全教職員による「いじめ防止基本方針」の再確認
- 10月 生活アンケートの実施 第2回アンケートQ-U（3～6年）の実施
- 11月 教育相談の実施
- 12月 第2回アンケートQ-Uの結果を踏まえた考察と対応策の共有
- 1月 第2回人権アンケートの実施（高学年）【市事業】、学校評価の実施
- 2月 学校評価分析、「いじめ防止基本方針」の振り返り・改善
- 3月 次年度の取り組み案の作成（「いじめ防止基本方針」の見直し）  
学級経営案の反省と改善、児童に関する引き継ぎの作成と引き継ぎ